

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員の初任給及び上限号給基準表

職 種	初任給	上限号給
一般事務、図書館司書、交通事故相談員、給食配膳員	1級1号給	1級17号給
給食員	1級13号給	1級29号給
幼児教育指導主事	1級37号給	1級53号給
幼児教育士、発達相談員、言葉の教室指導員、就労支援員、外国人支援員、准看護師、家庭児童相談員、S E	1級22号給	1級42号給
掛川市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に勤務する幼児教育士	1級26号	1級46号給
幼児教育士 (担任1年目)	1級27号給	1級27号給
幼児教育士 (担任2年目以降)	2級1号給	2級17号給
業務員	1級28号給	1級44号給
保健師、看護師、介護支援専門員、消費生活相談員、助産師、子ども未来コーディネーター、小学校外国語活動支援員、特別支援介助士、介護認定調査員、急患診療所看護師、発達相談専門員	1級46号給	1級66号給
外国人児童生徒支援員	1級65号給	1級81号給
その他特殊な技能、経験等を要する職	1級16号給	1級32号給

備考

給与条例別表第1の職務の級及び号給に示される給料月額とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。